

工事の入札における最低制限価格及び調査基準価格の見直しについて

国が行う工事の入札において、品質確保、ダンピング受注防止の観点から調査基準価格算出式における一般管理費の算入率の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても次のとおり最低制限価格及び調査基準価格における一般管理費の算入率の見直しを行います。併せて、国の営繕工事における直接工事費等取扱いの運用を、本市においても導入します。

1 実施時期

令和4年9月6日以降に入札公告又は指名を行う案件から適用します。

2 見直しの内容

- 最低制限価格及び調査基準価格算出における一般管理費の算入率を、0.55から0.68に上げます。
- 公共建築工事積算基準（以下「営繕基準」という。）のみを積算に使用している工事については、直接工事費の一部を現場管理費として扱うこととします。本取扱いの対象となる案件については、入札公告に明記します。（詳細は次頁3注意事項参照）

(1) 最低制限価格

現行 全工事共通

$(\text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.1 \times \text{ランダム係数}$
 [範囲：予定価格の7.5/10～9.5/10]



見直し後

- ① 営繕基準以外で積算している工事（下の②及び③以外はこちらに該当します。）
 $(\text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1 \times \text{ランダム係数}$
- ② 営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事を除く。）
 $\{(\text{直接工事費} \times 9/10)_{※1} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 1/10)_{※2} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1 \times \text{ランダム係数}$
- ③ 営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事）
 $\{(\text{直接工事費} \times 8/10)_{※1} \times 1.0 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 2/10)_{※2} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1 \times \text{ランダム係数}$
 [範囲：予定価格の7.5/10～9.5/10]（変更なし、①～③共通）

※1：「直接工事費×9/10」と「直接工事費×8/10」については、小数第一位を切り上げることとします。

※2：「現場管理費+直接工事費×1/10」と「現場管理費+直接工事費×2/10」については、小数第一位を切り下げることとします。

※3：昇降機設備工事とは、登録工種：機械器具設置（登録細目：エレベーター工事）を入札参加資格に設定して発注する工事を指します。（以下同様）

*算出式中のランダム係数は、1.000～1.005の範囲で無作為に抽出した数値（変更なし）

(2) 調査基準価格

現行 全工事共通

(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55) ×1.1

[範囲：予定価格の7.5/10～9.5/10]



見直し後

① 営繕基準以外で積算している工事（下の②及び③以外はこちらに該当します。）

(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ×1.1

② 営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事を除く。）

{(直接工事費×9/10)_{※1}×1.0+共通仮設費×0.9+(現場管理費+直接工事費×1/10)_{※2}×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1

③ 営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事）

{(直接工事費×8/10)_{※1}×1.0+共通仮設費×0.9+(現場管理費+直接工事費×2/10)_{※2}×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1

[範囲：予定価格の7.5/10～9.5/10]（変更なし、①～③共通）

※1：「直接工事費×9/10」と「直接工事費×8/10」について、小数第一位を切り上げることとします。

※2：「現場管理費+直接工事費×1/10」と「現場管理費+直接工事費×2/10」について、小数第一位を切り下げることとします。

公告での記載方法は令和5年3月28日から変更しています。

3 注意事項

(1) 最低制限価格又は調査基準価格の算出式についての公告での記載

横浜市調達公告版発注情報詳細（工事）画面の注意事項欄において、次の文言を記載します。

①営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事を除く。）の場合

「本件工事の最低制限価格_{※4}算出にあたっては、営繕算出式を適用する。」

②営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事）の場合

「本件工事の最低制限価格_{※4}算出にあたっては、営繕算出式（昇降機設備工事）を適用する。」

※4：WTO又は総合評価落札方式対象工事の場合は「調査基準価格」と記載します。

※5：①②以外の場合には、算出式についての文言を公告に記載しません。

(2) 税込・税抜表記について

工事の入札における最低制限価格、調査基準価格及び予定価格については、本来消費税及び地方消費税相当額を含んだ価格（税込）であるため、上記の最低制限価格及び調査基準価格の算出式は税込（1.1を乗じた形）で記載しています。

一方、入札金額は税抜のため、開札後の入札価格との比較を容易にするために、開札後に公表する最低制限価格、調査基準価格及び予定価格、また横浜市報調達公告版に事前に掲載している予定価格は税抜での表示としていますので御留意ください。

(3) 低入札価格調査における失格基準について

今回の調査基準価格算出式の見直しに伴い、低入札価格調査の失格基準の算出式も変更になります。詳細については「工事の入札における調査基準価格の見直しに伴う低入札価格調査における失格基準の変更について」をご確認ください。

（最低制限価格に関すること）

横浜市財政局契約第一課工事第二係

電話：045-671-2228

（調査基準価格に関すること）

横浜市財政局契約第一課工事契約係

電話：045-671-2246